

整備局からの情報提供

①要配慮者利用施設における避難確保計画について

5. 防災教育及び訓練の実施に関する事項

- 原則、年に1度以上、防災教育と避難訓練を実施し、計画を見直すことが重要です。
- 避難訓練は、立退き避難や屋内安全確保を実際に行う実地訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。実地訓練の場合は、参加者の負担を考慮して、複数日に分割して実施することもできます。
- 複数の種類の訓練に取り組むことによって、避難の実効性を高めるようにしましょう。
- 訓練後は、参加者全員で訓練の対応を振り返りましょう。振り返りは、以下の4つの観点で議論をすると効果的です。
 - ①何をしようとしたのか？ 例) 1時間以内に計画した避難先へ避難すること
 - ②実際には何が起きたのか？ 例) 全員の避難に1時間半かかった
 - ③なぜそうなったのか？ 例) 車両数が計画通り手配できなかった
 - ④次回すべきことは何か？ 例) 車両数が手配できない場合の協力先を設定する
- 訓練結果は市町村に報告することが「義務」づけられています。必ず報告してください。

■立退き避難訓練



■屋内安全確保訓練



■図上訓練



Point

- ✓ 避難確保計画における避難経路の安全性や避難手段(車両数や手配方法)、避難に要する時間などが適切か避難訓練等で確認しましょう
- ✓ 避難先に食料や必要な資機材が確保されているか確認しましょう

避難確保計画作成・避難訓練の実施が効果を発揮した事例

- 埼玉県川越市の川越キングスガーデンでは、過去の水害経験を踏まえ、洪水に対する避難確保計画を作成しており、毎年、避難訓練を実施していました。
- 令和元年の台風第19号においても、避難確保計画及び避難訓練で得たノウハウを活かして迅速な避難行動をとり、約100人の利用者と職員の全員が無事に避難できました。

【関連ホームページ】(国土交通省)

- ・避難確保計画の作成・活用の手引き
- ・記載様式
- ・チェックリスト 等

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



・避難確保に関するeラーニング教材【動画】



<https://youtu.be/VtMlyW9Yow4>

・避難確保計画の作成・活用のポイント【動画】



<https://youtu.be/Va400F33ucs>

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室
砂防部 砂防計画課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話 03-5253-8111 (代表)

(令和5年3月)

利用者の円滑かつ迅速な避難のために

要配慮者利用施設における 避難確保計画の作成・活用について



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設※では、
避難確保計画の作成・避難訓練の実施が「義務」づけられています。

※市町村地域防災計画に位置づけられた社会福祉施設、学校、医療施設等



国土交通省 水管理・国土保全局

「避難確保計画」は、水害や土砂災害に備え、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。

1. 基本的な事項・災害リスク

- まずは、通所・入所等の利用形態や建物の階数、施設職員・施設利用者の人数等、自身の施設の特性について確認しましょう。
- 次に、ハザードマップ等を用いて、施設が有する災害リスクを確認しましょう。



point

- ✓ 災害リスクは一つとは限りません。すべての災害リスクを把握し、災害に備えましょう
- ✓ ハザードマップは、市町村が配布しているほか、市町村のホームページ等で確認できます
- ✓ 国土交通省ハザードマップポータルサイト (<https://disaportal.gsi.go.jp/>) にある「わがまちハザードマップ」や「重ねるハザードマップ」もご活用ください

2. 防災体制に関する事項

- 限られた時間で迅速かつ確実に施設利用者を避難させるためには、施設職員の役割分担を適切に定めておくことが重要です。
- また、情報収集や情報伝達は、初動体制を確保するために重要であり、収集する内容やその入手方法、伝達する内容と伝達先等をあらかじめ定めておくことが有効です。



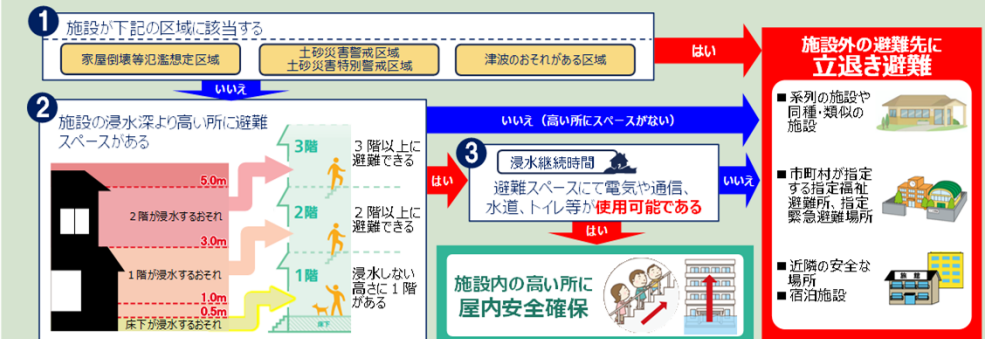
point

- ✓ 夜間や休日など、職員が不在・参集が難しい場合も想定した役割分担を検討しましょう
- ✓ 必要に応じて、地域住民や利用者家族等の避難支援協力者を確保することも重要です

3. 避難場所に関する事項

- 確実な避難のためには、災害の種類に応じた避難先を定めておくことが重要です。
- 避難方法は、主に「立退き避難」、「屋内安全確保」があります。
- 不測の事態も想定して、避難先は複数の場所を選定しておきましょう。

立退き避難 基本的な避難行動	● 災害リスクのある施設を離れ、施設外の避難先に避難することを言います。 ● 避難先は、系列の施設や他の類似施設、市町村が指定する指定（福祉）避難所、指定緊急避難場所等があります。
屋内安全確保	● 施設に災害リスクがあっても、浸水深より高い階に移動するなどによって、施設利用者の安全を確保できる場合は、施設内に留まって避難することもできます。 ● ただし、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、津波のおそれがある区域の施設は、建物の倒壊等の危険があるため、原則、屋内安全確保を選択できません。



point

- ✓ 避難先は、利用者のケアなどの必要な対応が可能であるか等を確認しましょう
- ✓ 安全で確実な避難ルートを設定しましょう
- ✓ 「屋内安全確保」を行う場合は、長時間の浸水に対応するための水や食料、医薬品等の備蓄品等を確保しましょう

4. 避難のタイミングに関する事項

- 避難開始は、原則として市町村から警戒レベル3高齢者等避難が発令された時です。
- 通所型の施設の場合は、事前休業を判断することが利用者の安全確保につながります。

警戒レベル	1	2	3	4	5
避難情報等	早期注意情報 (警戒の可能性)	大雨注意報 洪水注意報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
施設の情報収集	情報収集	● 日没までの避難完了 ● 前日の休業判断	避難開始	避難完了	
施設の行動					

point

- ✓ 避難完了までに時間が必要な場合は、「警戒レベル3高齢者等避難」が発令にとらわれず、早めの避難を開始しましょう
- ✓ 夜間の避難は危険を伴うことから、夜間に災害が発生するおそれがある場合には、日没までに避難を完了するようにしましょう

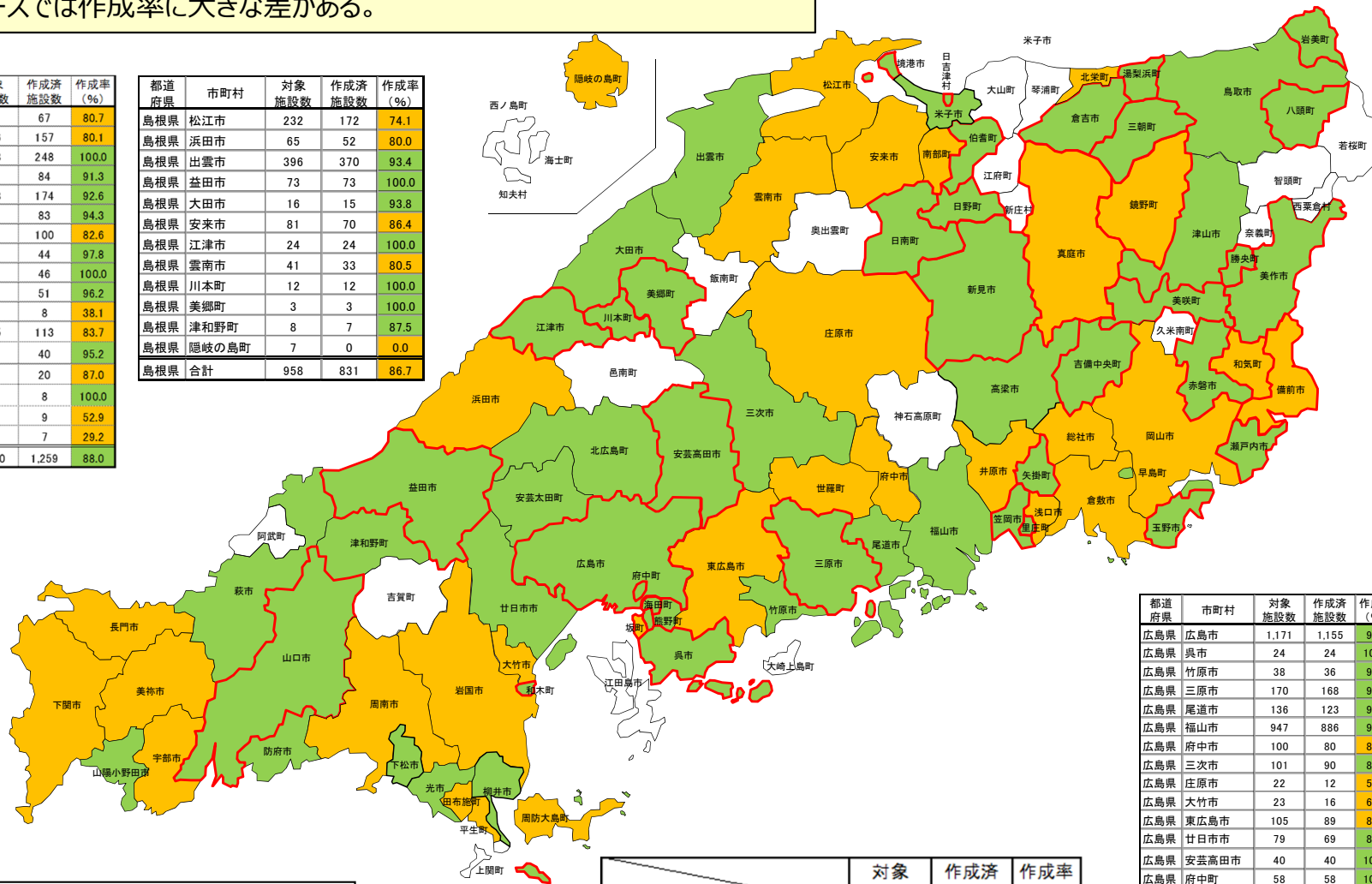
要配慮者利用施設の避難確保計画について

水防法15条の3

- 中国地方の作成状況(R5.9.30時点)
- ・避難確保計画作成率は**88.4%**（全国87.2% 令和5年9月30日現在）
 - ・鳥取県、広島県、山口県は全国平均を超えているものの島根県、岡山県は全国平均を下回っている。
 - ・自治体ベースでは作成率に大きな差がある。

都道府県	市町村	対象施設数	作成済施設数	作成率(%)
山口県	下関市	83	67	80.7
山口県	宇部市	196	157	80.1
山口県	山口市	248	248	100.0
山口県	萩市	92	84	91.3
山口県	防府市	188	174	92.6
山口県	下松市	88	83	94.3
山口県	岩国市	121	100	82.6
山口県	光市	45	44	97.8
山口県	長門市	46	46	100.0
山口県	柳井市	53	51	96.2
山口県	美祢市	21	8	38.1
山口県	周南市	135	113	83.7
山口県	山陽小野田市	42	40	95.2
山口県	周防大島町	23	20	87.0
山口県	和木町	8	8	100.0
山口県	田布施町	17	9	52.9
山口県	平生町	24	7	29.2
山口県	合計	1,430	1,259	88.0

都道府県	市町村	対象施設数	作成済施設数	作成率(%)
島根県	松江市	232	172	74.1
島根県	浜田市	65	52	80.0
島根県	出雲市	396	370	93.4
島根県	益田市	73	73	100.0
島根県	大田市	16	15	93.8
島根県	安来市	81	70	86.4
島根県	江津市	24	24	100.0
島根県	雲南市	41	33	80.5
島根県	川本町	12	12	100.0
島根県	美郷町	3	3	100.0
島根県	津和野町	8	7	87.5
島根県	隠岐の島町	7	0	0.0
島根県	合計	958	831	86.7



- 避難確保計画作成率が100%の市町村
- 避難確保計画作成率が全国平均以上の市町村
- 避難確保計画作成率が全国平均未満の市町村
- 市町村地域防災計画へ要配慮者施設の位置づけのない市町村

	対象施設数	作成済施設数	作成率(%)
全国合計(R5.3末時点)	122,314	106,634	87.2
中国地方合計	9,987	8,825	88.4

都道府県	市町村	対象施設数	作成済施設数	作成率(%)
鳥取県	鳥取市	198	197	99.5
鳥取県	米子市	226	225	99.6
鳥取県	倉吉市	161	160	99.4
鳥取県	境港市	2	2	100.0
鳥取県	岩美町	3	3	100.0
鳥取県	八頭町	9	9	100.0
鳥取県	三朝町	5	5	100.0
鳥取県	湯梨浜町	32	32	100.0
鳥取県	北栄町	32	24	75.0
鳥取県	日吉津村	11	11	100.0
鳥取県	南部町	6	3	50.0
鳥取県	伯耆町	8	8	100.0
鳥取県	日南町	8	8	100.0
鳥取県	日野町	5	5	100.0
鳥取県	合計	706	692	98.0

都道府県	市町村	対象施設数	作成済施設数	作成率(%)
岡山県	岡山市	2,113	1,818	86.0
岡山県	倉敷市	1,011	765	75.7
岡山県	津山市	86	82	95.3
岡山県	玉野市	9	9	100.0
岡山県	笠岡市	5	5	100.0
岡山県	井原市	92	43	46.7
岡山県	総社市	115	97	84.3
岡山県	高梁市	37	37	100.0
岡山県	新見市	15	15	100.0
岡山県	備前市	17	12	70.6
岡山県	瀬戸内市	65	65	100.0
岡山県	赤松市	23	23	100.0
岡山県	真庭市	20	15	75.0
岡山県	美作市	35	35	100.0
岡山県	浅口市	25	0	0.0
岡山県	和気町	35	22	62.9
岡山県	早島町	8	7	87.5
岡山県	里庄町	2	2	100.0
岡山県	矢掛町	7	7	100.0
岡山県	鏡野町	15	12	80.0
岡山県	勝央町	7	7	100.0
岡山県	美咲町	8	8	100.0
岡山県	吉備中央町	1	1	100.0
岡山県	合計	3,751	3,087	82.3

都道府県	市町村	対象施設数	作成済施設数	作成率(%)
広島県	広島市	1,171	1,155	98.6
広島県	呉市	24	24	100.0
広島県	竹原市	38	36	94.7
広島県	三原市	170	168	98.8
広島県	尾道市	136	123	90.4
広島県	福山市	947	886	93.6
広島県	府中市	100	80	80.0
広島県	三次市	101	90	89.1
広島県	庄原市	22	12	54.5
広島県	大竹市	23	16	69.6
広島県	東広島市	105	89	84.8
広島県	廿日市市	79	69	87.3
広島県	安芸高田市	40	40	100.0
広島県	府中町	58	58	100.0
広島県	海田町	27	27	100.0
広島県	熊野町	2	2	100.0
広島県	坂町	2	1	50.0
広島県	安芸太田町	21	20	95.2
広島県	北広島町	58	54	93.1
広島県	世羅町	18	6	33.3
広島県	合計	3,142	2,956	94.1

令和5年9月30日現在

要配慮者利用施設における 水害からの避難の取り組みの成果事例集

国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室
令和5年7月

はじめに

- 本事例集は、要配慮者利用施設における水害からの避難の取り組みを収集の上、これを取りまとめたものである。
- 水防法に基づく、要配慮者利用施設における避難確保計画の策定が進んでいるところであるが、実際に避難の取り組みが成果を挙げた事例を紹介することで、より一層の取り組みの促進が図られることを期待する。

目 次

1. 特別養護老人ホーム「愛幸園」の事例（平成29年7月の大雨）
2. グループホームメディフル藤田・藤田東館の事例（平成30年7月豪雨）
3. 川越キングスガーデンの事例（令和元年台風第19号（令和元年東日本台風））
4. 特別養護老人ホーム「けいわ苑」の事例（令和4年8月の大雨）
5. 田主丸中央病院の事例（令和5年7月の大雨） ←今回追加

特別養護老人ホーム「愛幸園」の事例

【秋田県大仙市】

【特別養護老人ホーム 愛幸園】

- ・洪水に対する避難確保計画を追加改正（平成28年10月）
- ・近年洪水及び現地状況から、避難基準水位及び避難経路を設定
- ・避難確保計画に基づき、洪水に備え避難訓練を実施

平成29年7月の大雨での
迅速な避難

【避難路計画】

避難所周辺の道幅が狭く、スムーズなピストン移送を考慮し、往路と復路を事前に設定

【避難基準水位】

H23.6.24洪水時の水位を基に、避難時間等過去の経験を基に基準水位を設定
・神宮寺水位6.60m
※H23.6.24洪水で神宮寺観測史上最高水位7.74mを記録

避難所（平和中学校）

避難路

特別養護老人ホーム
「愛幸園」

神宮寺水位観測所 ▲

雄物川

愛幸園の対応

22日夜

職員15人待機
水位・気象情報収集

23日 5:40

神宮寺水位
基準水位6.6m超過

職員全員を招集

23日 7:30

避難開始

23日 10:00頃

避難完了



グループホームメディフル藤田・藤田東館の事例

【岡山県岡山市】

- グループホームメディフル藤田、藤田東館は、平成28年台風第10号により岩手県の高齢者施設において多数の利用者が亡くなり、厚生労働省および岡山市から利用者の安全確保と非常災害時の体制整備の強化・徹底について通知を受け、同年10月に既存の防災計画の対象に水害を追加し、同月に水害を想定した職員訓練を実施。
- 平成30年7月豪雨においては、防災計画に従って、利用者27名全員と職員が運営母体の医療施設に避難。

施設の概要・取組

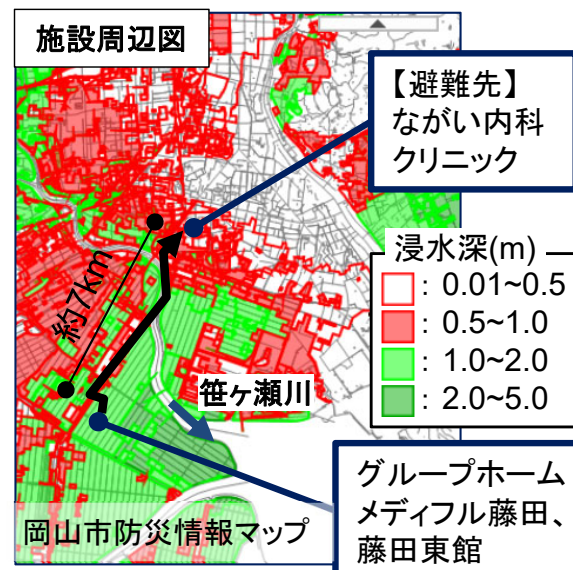
<施設の概要>

- 平屋の建物に27名（メディフル藤田18名、メディフル藤田東館9名）の認知症高齢者が入居。
- 想定最大規模の洪水により1.0m～2.0mの浸水が想定される。

<施設の取組>

- 平成28年10月に水害時の避難に関する計画を作成し、同月に水害を想定した職員訓練を実施。
- 重要な書類や備蓄品等は建物の高い場所に配置。

平成30年7月豪雨における避難の概要

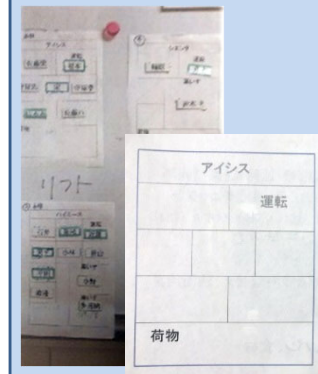


【事前の周知】

大雨が事前に予想されていたため、大雨時の対応について職員に事前に周知。

【配車表を活用】

計画に基づき配車表を作成し、車で計画的に避難。



避難の時系列

避難準備・高齢者等避難開始 発令
7月6日 6:10

避難開始
7月6日 9:30

避難完了
7月6日 12:00

避難指示 発令
7月6日 22:45



メディフル藤田、藤田東館



ながい内科クリニック

※両施設とも、医療法人よつば会が運営



特別養護老人ホーム川越キングスガーデンの事例

【埼玉県川越市】

- 埼玉県川越市の川越キングスガーデンでは、過去の水害経験を踏まえ、洪水に対する防災マニュアルを作成しており、毎年、避難訓練を実施
- 平成30年11月の関東地方整備局、埼玉県及び川越市等による「避難確保計画作成の講習会（前期・後期）」に参加し、平成31年1月に避難確保計画を作成・提出
- 令和元年10月の台風第19号においても、避難確保計画及び避難訓練に基づき、迅速な避難行動を実施し、職員、利用者100人全員が無事避難

【川越キングスガーデン】

- ・平成19年の出水を受けて防災マニュアルを作成
- ・避難訓練の実施（毎年実施）
- ・避難確保計画作成の講習会に参加（平成30年11月）
- ・避難確保計画の作成・提出（平成31年1月）

令和元年10月の台風第19号では、避難確保計画及び毎年の避難訓練に基づき、迅速な避難を実施し、職員・利用者全員が無事避難

台風第19号時の川越キングスガーデンの対応

12日 10時頃 重篤者の移動、避難のための準備を開始
職員24人待機、水位・雨量情報収集

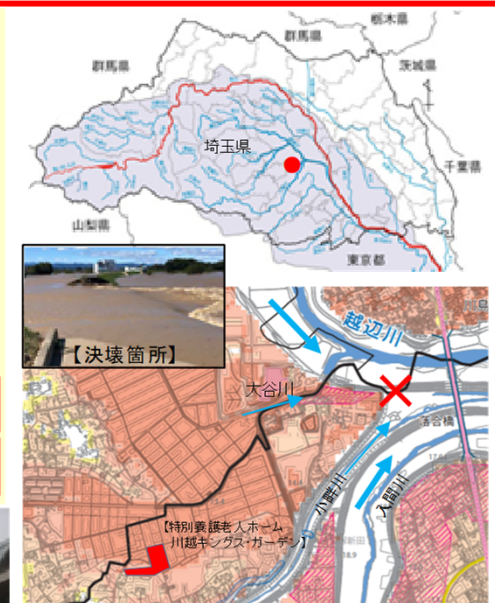
13日 2時頃 避難開始、川越市に避難開始の報告



越辺川の破堤

13日 4時頃 避難完了、川越市へ報告

13日 夕方 警察等により、近傍の避難所へ全員避難



特別養護老人ホーム「けいわ苑」の事例

【福島県喜多方市】

- 令和4年8月3日からの大雨により、喜多方市塩川町にある特別養護老人ホーム「けいわ苑」では、浸水前に、職員が1階にいた高齢の利用者39人を2階以上に垂直避難させ、人的被害はなかった。
- 施設では、ハザードマップを通して、河川氾濫の危険性を認識しており、常日頃から付近の河川の危機管理型水位計（**福島県設置**）の水位情報を確認していた。
- **水防法に基づく避難確保計画を作成しており、毎年避難訓練を実施するなど平時から災害に対する備えの意識が高かった。**

【避難までの経緯】（※施設職員への聞き取りによる）

8/3 23:00

姥堂川の前田橋観測所（危機管理型水位計）が危険水位を超過

8/3 23:30

危険水位超過をふまえ、職員を緊急参集し、1階の入居者を垂直避難させるよう指示

8/4 00:20

全員の避難を完了

8/4 01:35

敷地内の駐車場で冠水が始まったため、施設の入り口に土のうを設置

けいわ苑の浸水状況

訓練実施状況



【被害状況】（喜多方市）
人的被害：なし
住家被害：床上浸水16棟
床下浸水109棟
（福島県被害状況即報第24報より）

喜多方市阿賀川・日橋川
洪水ハザードマップ

【凡例】

- 10.0m 以上の区域
- 5.0m ～ 10.0m 未満の区域
- 3.0m ～ 5.0m 未満の区域
- 0.5m ～ 3.0m 未満の区域
- 0m ～ 0.5m 未満の区域



【施設長コメント】

「ハザードマップや避難訓練を通して、近くを流れる川の危険性は認識していたので、無事に避難を終えることができました。入所者の命の安全を確保し、安心して暮らせるよう今後も努めていきたい」

（NHKニュース記事より）



（写真：けいわ苑提供）

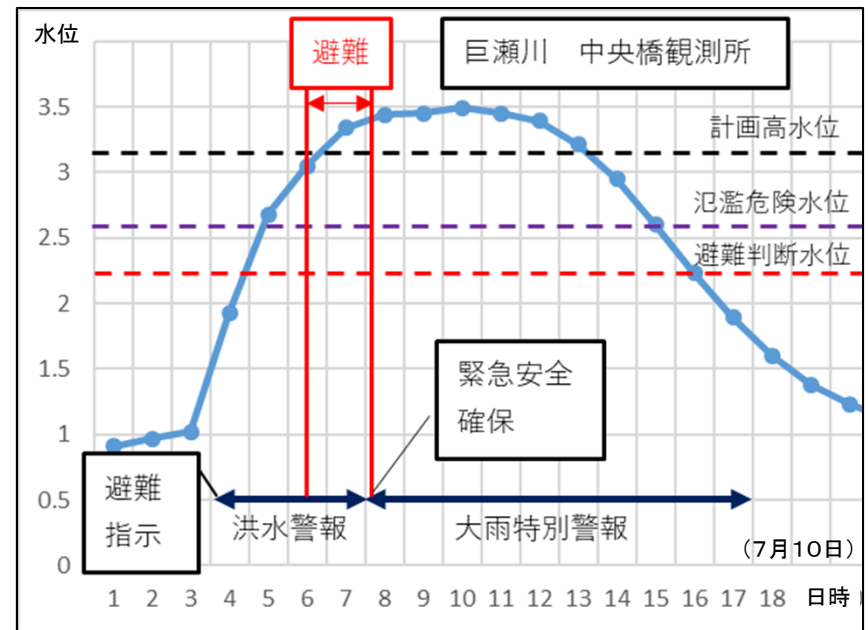
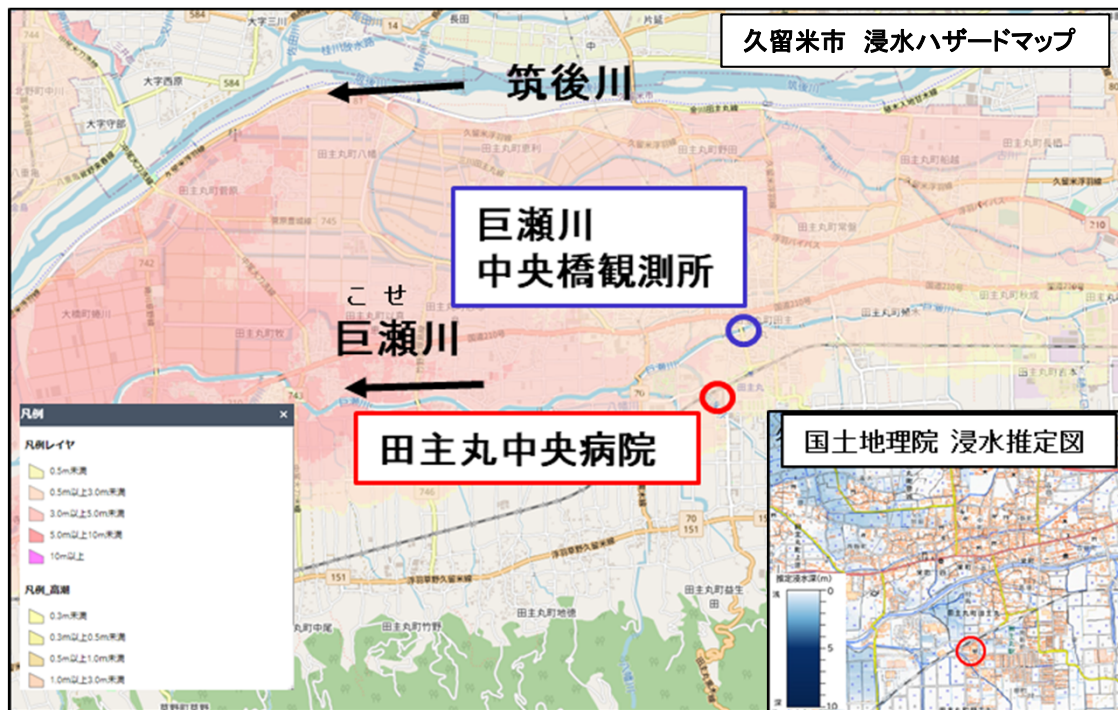


（写真：喜多方市提供）

田主丸^(たぬしまる)中央病院の事例

【福岡県久留米市】

- 令和5年7月10日の大雨により、福岡県久留米市にある田主丸中央病院では、明け方から病院内に水が流れ込み、1階部分が30cm程浸水したが、1階入居者約50人を2階に垂直避難させ、人的被害はなかった。
- 施設ではハザードマップを通して、河川氾濫など水害の危険性を認識していた。
- 水防法に基づく避難確保計画を作成しており、毎年避難訓練を実施するなど災害に対する備えの意識が高かった。



エレベーターにて患者約50人を2階へ避難。
全員避難させた後、停電によりエレベーターが停止。

病院側のコメント

早期に垂直避難の開始に踏み切れたのは、普段からの訓練と雨雲レーダーなどからの迅速な状況判断によるところが大きい。

浸水によりエレベーターが止まった後では、今回の避難は完遂できなかっただろう。



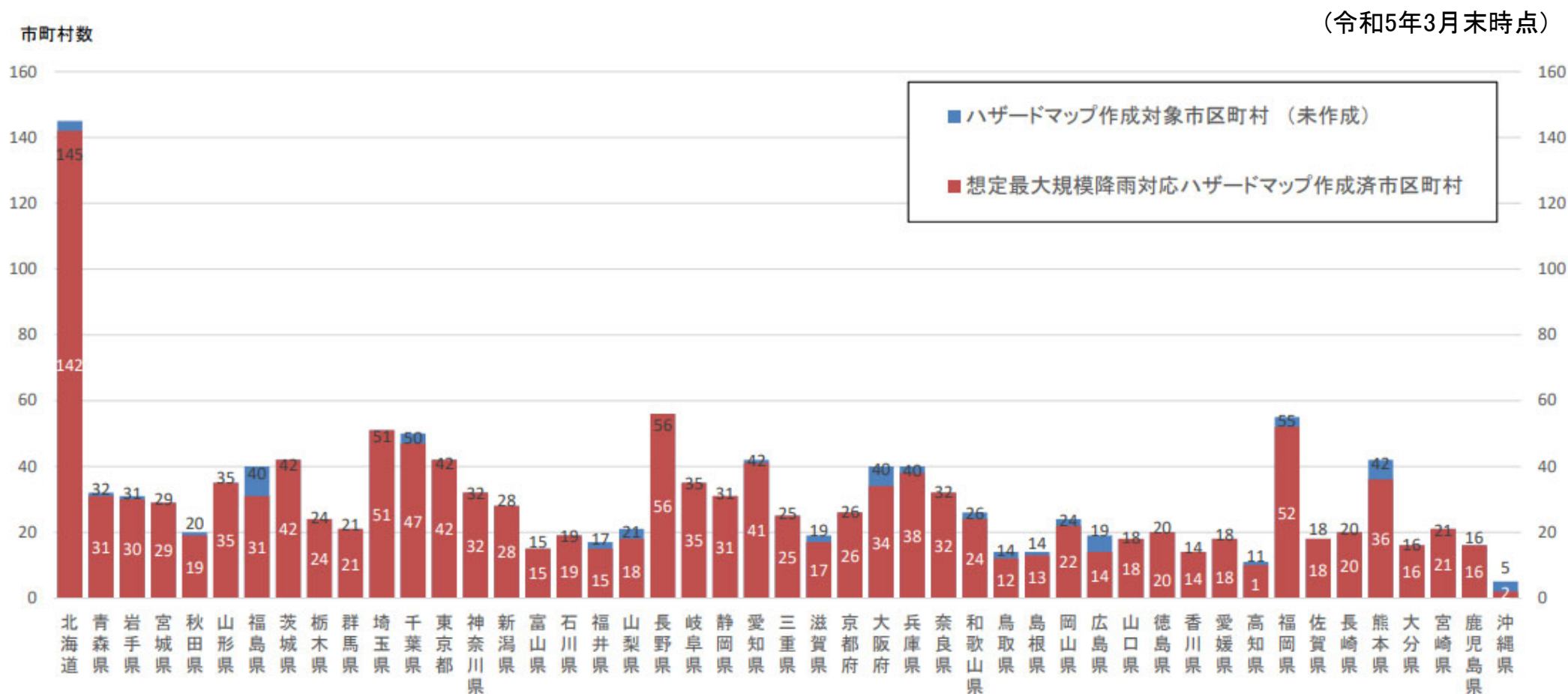
②洪水ハザードマップの作成・公表について

洪水ハザードマップの公表状況

想定最大規模降雨に対応したハザードマップ作成状況(都道府県別)

- ・全国では26府県で想定最大規模降雨対応のハザードマップが作成済みである。(R4.3では16都府県)
- ・中国地方では山口県が100%となっており、鳥取県、島根県、岡山県においては90%以上の作成率となっている。

※洪水予報河川及び水位周知河川が対象



中国地方整備局管内の洪水ハザードマップ公表状況 (令和5年3月末時点)

凡 例

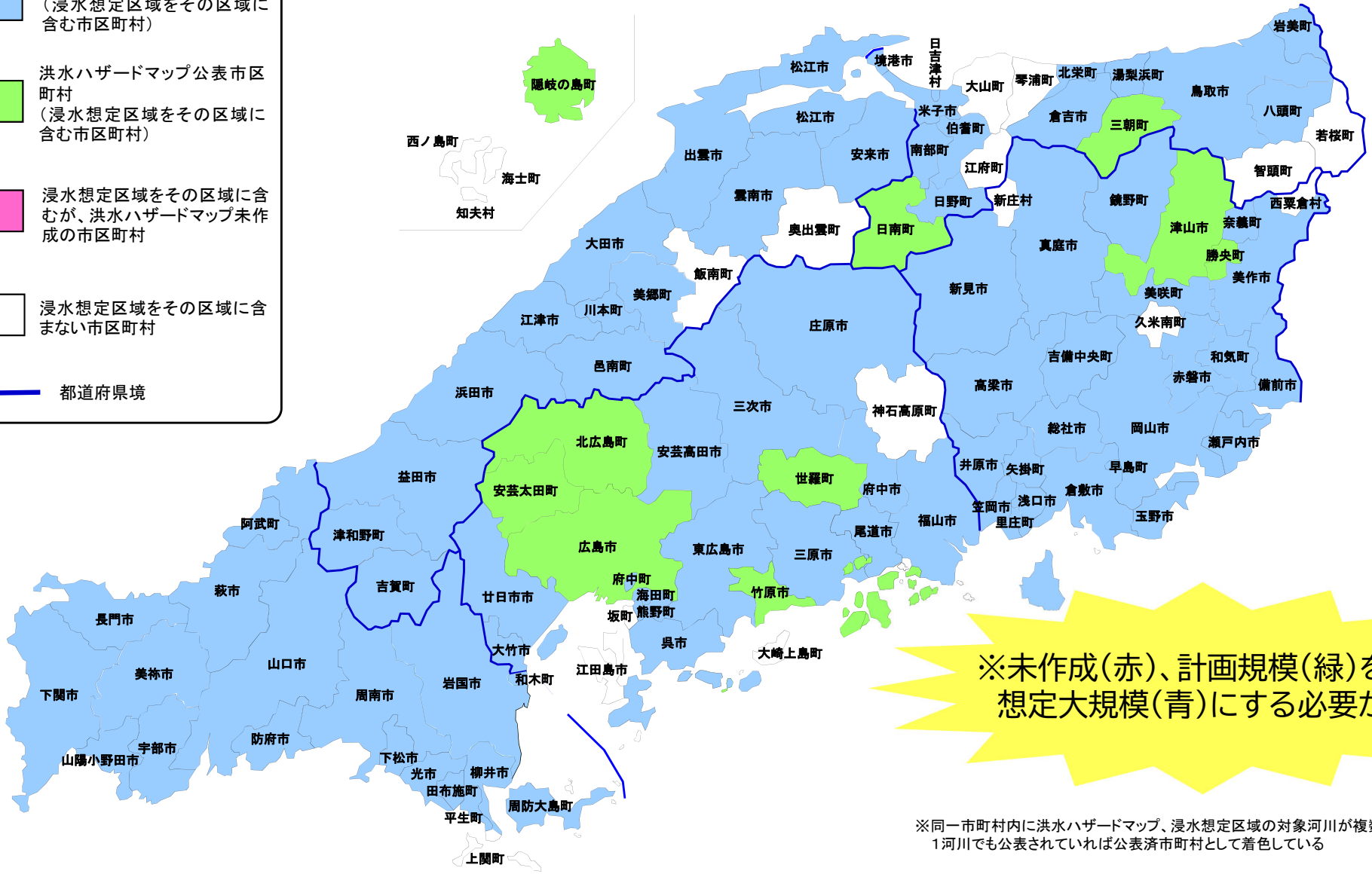
想定最大規模に対応した洪水ハザードマップ公表市区町村
(浸水想定区域をその区域に含む市区町村)

洪水ハザードマップ公表市区町村
(浸水想定区域をその区域に含む市区町村)

浸水想定区域をその区域に含むが、洪水ハザードマップ未作成の市区町村

浸水想定区域をその区域に含まない市区町村

都道府県境



※未作成(赤)、計画規模(緑)を
想定大規模(青)にする必要がある

※同一市町村内に洪水ハザードマップ、浸水想定区域の対象河川が複数ある場合、1河川でも公表されていれば公表済市町村として着色している

※白抜きの市町村については、今後の検討により浸水想定区域に含まれる場合がある。

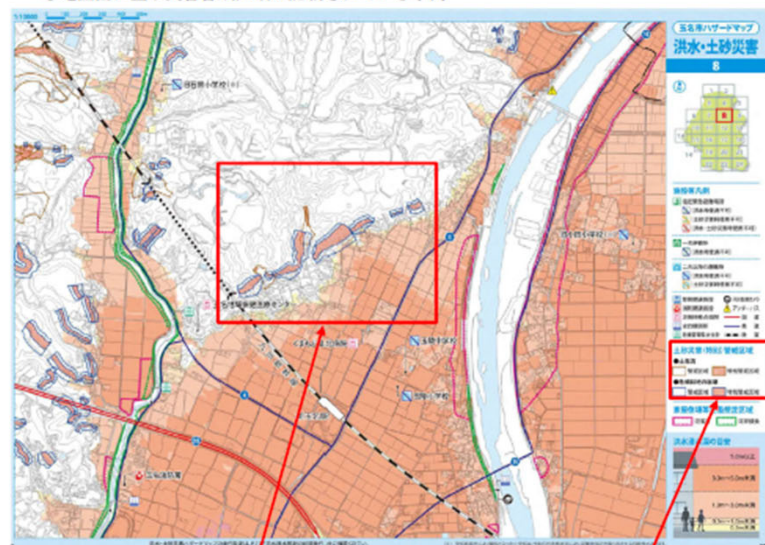
水害ハザードマップ作成時等におけるチェックシート

水害ハザードマップ作成チェックシート

水害ハザードマップの作成等に当たり、下記のチェック項目及び参照すべき事例について、確認して下さい。

分類	チェック項目	参照すべき事例	チェック欄
1: 想定最大規模の水害に係る浸水想定区域と浸水深（洪水、内水、高潮）及び津波災害警戒区域と津波基準水位（津波）について			
	① 国・都道府県または市町村から提供される浸水想定に関するデータを用いて、20m、10m、5m、3m、0.5mを境界とした6段階の区分を標準として適切に浸水深を色分けしているか。		☐
	② 津波災害警戒区域指定済みの市町村では、浸水深に代えて津波基準水位（浸水予測に基づく浸水深に建築物等への衝突によって生じる津波の浸水上昇（せき上げ）を加えた水位）を用いているか。	事例1	☐
2: 土砂災害警戒区域について（洪水、内水、高潮、津波）			
	① 洪水、内水、高潮、津波と同時に発生する可能性が高い土砂災害等の危険箇所について、土砂災害警戒区域をハザードマップの地図上に表示しているか。	事例2	☐
	② 土砂災害警戒区域について、視認性を確保するなどのために地図上に明記できない場合、情報・学習編に必要な情報を明記するなどの措置を講じているか。	事例3	☐
3: 早期の立退き避難が必要な区域について（洪水、内水、高潮）			
	① 人命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が大きい区域等を「早期の立退き避難が必要な区域」として設定しているか。		☐
	② 設定した「早期の立退き避難が必要な区域」とその区域における避難行動の説明を地図上に簡潔に示しているか。	事例4	☐

- 土砂災害警戒区域等の記載方法について
- 地図面に土砂災害警戒区域が記載されている事例



出典：玉名市ホームページ

<https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/102/16409.html>

③ワンコイン浸水センサについて

ワンコイン浸水センサ実証実験の2次公募

浸水発生時の迅速な判断・情報発信に役立つ

ワンコイン浸水センサ実証実験～ 官民連携による流域の浸水状況把握 ～

POINT!

国土交通省が浸水センサ機器を用意します。（参加者自ら用意したセンサでの参加も可能です。）

POINT!

国土交通省が浸水情報をリアルタイムで収集・共有します。

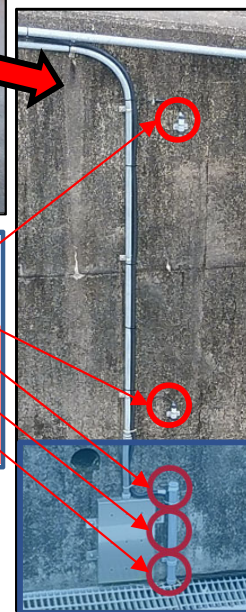
官民連携で浸水状況をリアルタイムで把握する仕組みを作っています

国・自治体・企業・大学など、流域内のあらゆる関係者が参加して
実証実験を実施中！

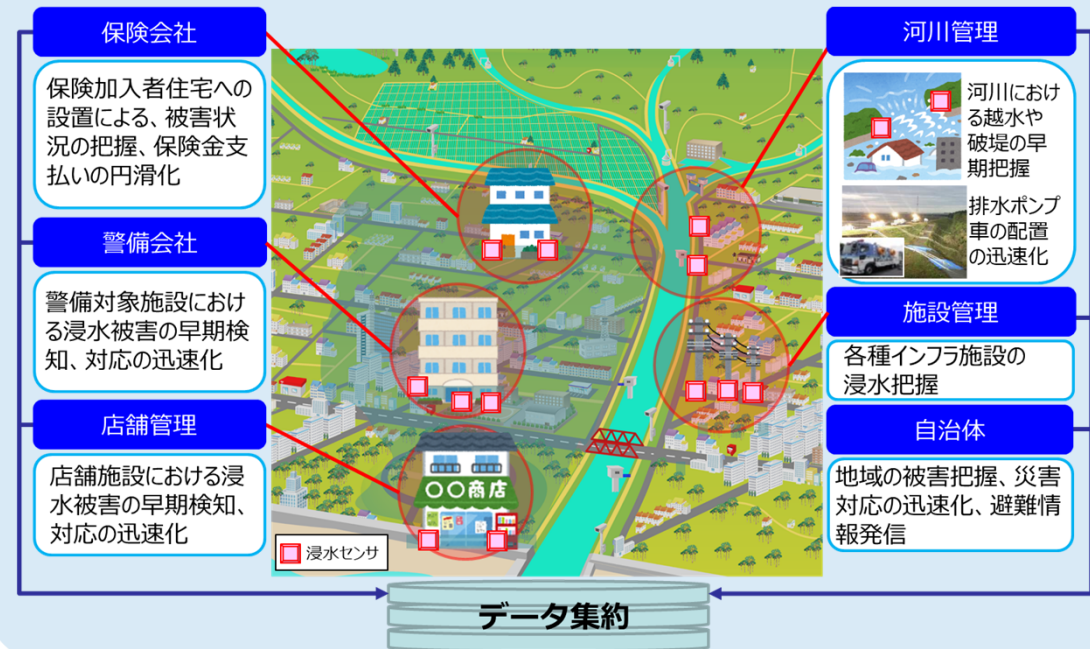


設置高さ: 2.5m
設置高さ: 1m
設置高さ: 0.3m
設置高さ: 0.1m
設置高さ: 0.03m

※異なる高さに浸水センサ設置すれば
浸水高さを把握することも可能です



官民連携による浸水域把握（活用のイメージ）



国土交通省HP ワンコイン浸水センサ実証実験

<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/wankoinsensa/index.html>

※5～6月頃に2次公募を実施予定のため、
年度途中でもエントリー可能！！



④まるごとまちごとHM、マイ・タイムライン、 重ねるハザードマップについて

まるごとまちごとハザードマップ

【概要】

- ・ 居住地域をまるごとハザードマップと見立て、生活空間である“まちなか”に水防災にかかわる各種情報(想定浸水深や避難所の情報等)を標示する
- ・ 市区町村が作成、公表する洪水ハザードマップの情報の更なる周知を図るため実施

【期待される効果】

- ・ 自らが生活する地域の洪水の危険性を実感できる
- ・ 危機意識の熟成と洪水時避難所等の認知度の向上が図られる
- ・ 洪水ハザードマップの更なる普及推進が図られる

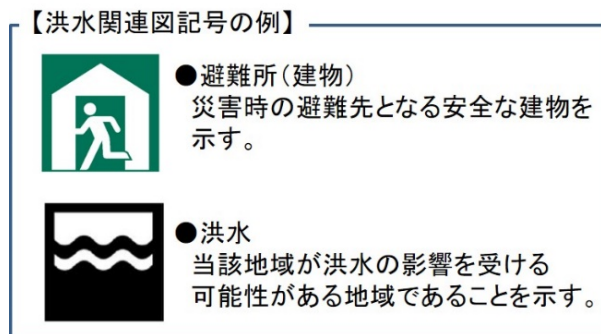
【普及に向けた支援】

- ・ 防災・安全交付金による補助金制度が適用可能
- ・ まるごとまちごとハザードマップ取組事例集を改定(令和6年4月)

<取組事例>



電柱に浸水想定深や避難所の情報等を標示



〔出典:まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き〕



人目につきやすい
集客施設等の入り口に表示



対象災害と避難場所としての
機能を併記

マイ・タイムラインの取組・支援

- ・「マイ・タイムライン」とは、住民一人一人が「いつ」「何をするのか」といった災害時の避難行動を時系列的に確認する取組です。
- ・国土交通省では、マイ・タイムラインの普及・啓発等を通して、災害リスクの周知徹底と住民一人ひとりの防災意識の向上を図り、円滑な避難行動の支援に取り組んでいます。

■防災教育

地域と連携しながら、マイ・タイムラインの作成や防災教育を通じて防災意識の向上を促進



小学生を対象とした防災教育
(新潟県長岡市)



要配慮者のマイ・タイムライン
作成中の様子(岡山県倉敷市)

■ファシリテーターの育成

マイ・タイムラインを普及させるため、気象キャスター、防災士、消防団、水防団等に対して、ワークショップ等のファシリテーターを育成する講習会を開催



日本防災士機構・日本防災士会と
連携した研修会



消防団を対象とした講習会
(山形県酒田市)

■マイ・タイムラインの作成支援

実施方法などを取りまとめた「かんたん検討ガイド」や、ワークショップの開催の手引き等を公表
全国でのマイ・タイムライン取組事例を取りまとめ、国交省のWEBサイトに公開

●作成の状況 ※避難の実効性を高める「住民自らが手を動かす取組」が重要



ワークショップ形式



小中学校の防災教育



専門家等による
理解を深める工夫
お天気キャスターによる
進行や解説

■防災・安全交付金による財政支援

河川事業(ハード整備)と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業として、効果促進事業により、マイ・タイムライン普及に向けた取組を支援(補助率1/2)

「重ねるハザードマップ」のユニバーサルデザイン化

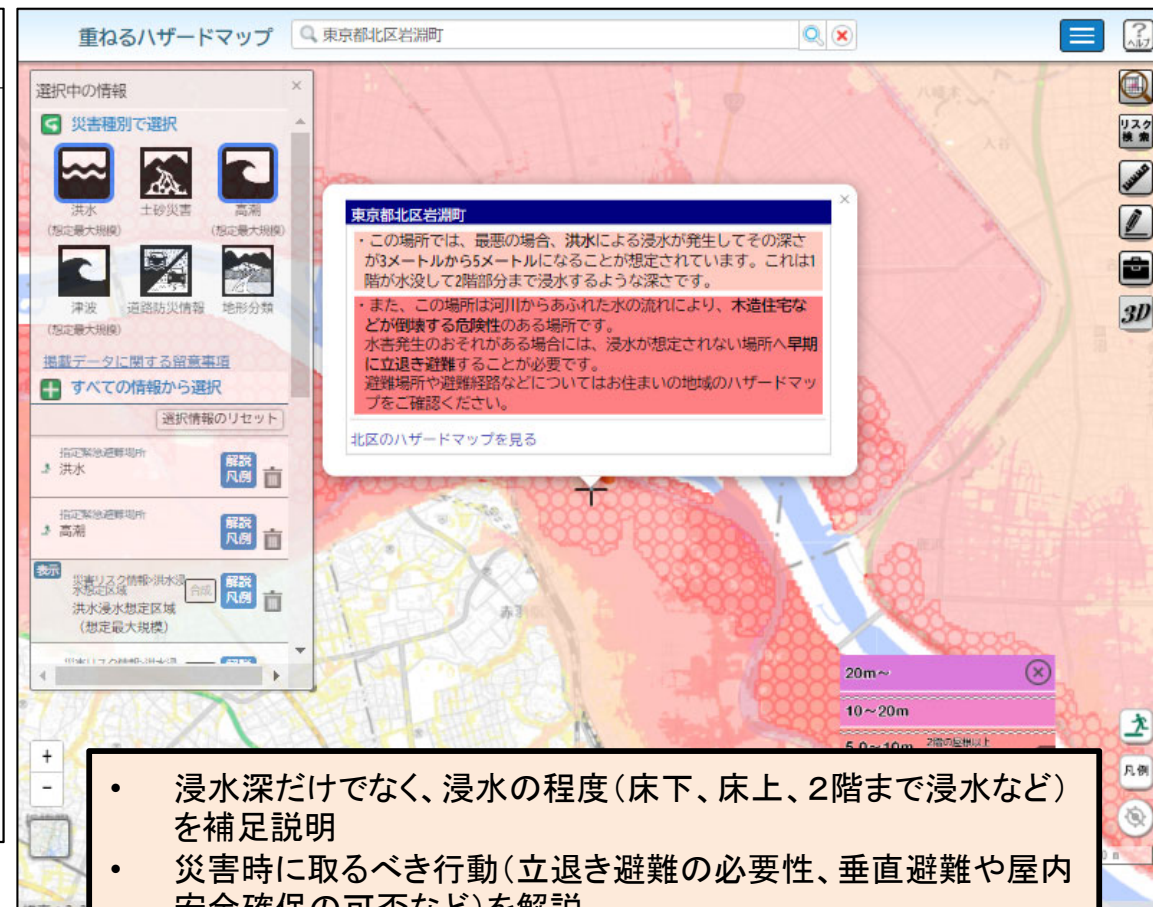
- 視覚障害者でも、音声読み上げソフトを利用することで自宅等の災害リスクを知ることができるよう「重ねるハザードマップ」を改良。(令和5年5月30日運用開始)
- アイコンや地図上をクリックしなくても住所を入力する、または現在地を検索するだけで、その地点の災害リスクが自動的に文章で表示される機能を追加。

トップページの改良



- ・ 音声読み上げに配慮したシンプルな構成
- ・ 住所入力 または 現在地検索すると、地図画面に移り、その場所の災害リスクが文章で表示される

文章による災害リスクの説明



- ・ 浸水深だけでなく、浸水の程度(床下、床上、2階まで浸水など)を補足説明
- ・ 災害時に取るべき行動(立退き避難の必要性、垂直避難や屋内安全確保の可否など)を解説
- ・ 取るべき避難行動に対応した背景色でハザードレベルが一目で分かるよう表現

三次市へ河川監視カメラ映像の配信開始

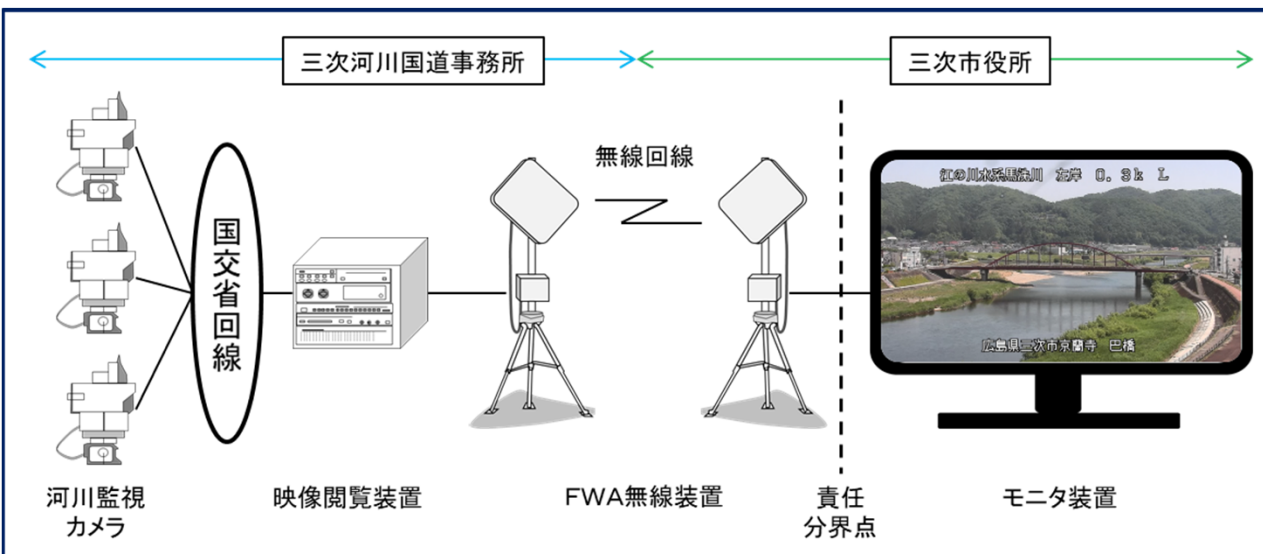
三次市の意向を受け、調整の結果、この度、31箇所の河川監視カメラ映像の配信を出水期前の令和6年5月29日から開始しました。

【目的】

災害発生時に、三次市内を流れる直轄管理河川の河川監視カメラを把握する必要があるが、河川監視カメラ映像を災害対策室で確認することで、被害状況の速やかな把握や地域住民への注意喚起の一助とする。



【三次市役所】災害対策室での映像確認状況



機器構成(概略)



三次河川国道事務所

【三次市役所】無線装置設置状況